

第三者評価結果入力シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

②評価調査者研修修了番号

SK2024176

22児C005

22児C004

17保A003

③施設名等

名 称：	那覇市母子生活支援センターさくら	
施設長氏名：	當眞 郁子	
定 員：		20 名
所在地(都道府県)：	沖縄県	
所在地(市町村以下)：	那覇市首里鳥堀町4丁目99番地	
T E L：	098-886-7018	
U R L：	http://naha-sakura.okinawa	
【施設の概要】		
開設年月日	2003/8/1	
経営法人・設置主体（法人名等）：	那覇市	
職員数 常勤職員：		9 名
職員数 非常勤職員：		5 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士	
上記有資格職員の人数：		4 名
有資格職員の名称（イ）	臨床心理士	
上記有資格職員の人数：		1 名
有資格職員の名称（ウ）	保育士	
上記有資格職員の人数：		4 名
有資格職員の名称（エ）	調理師	
上記有資格職員の人数：		1 名
有資格職員の名称（オ）	教員免許	
上記有資格職員の人数：		2 名
有資格職員の名称（カ）		
上記有資格職員の人数：		名
有資格職員の名称（キ）		
上記有資格職員の人数：		名
有資格職員の名称（ク）		
上記有資格職員の人数：		名
施設設備の概要（ア）居室数：	20室	

施設設備の概要（イ）設備等：	学習室、保育室、園庭、相談室、調理室、
施設設備の概要（ウ）：	洗濯室、病後児室、ショートステイ室
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

理念	①母の良き伴走者（パートナー）として、ともに歩み、ともに成長します。 ②子どもの最善の利益を基本として、生きる力（自尊心）を育みます。
基本方針	①子どもが安心して心身ともに健やかに成長できる場 ②安心して子育てができる場 ③母親が自分らしく生きる場 ④地域の子育て支援の場 ⑤住みよい地域社会づくりに貢献する場

⑤施設の特徴的な取組

①高機能化による利用者ニーズへの柔軟な対応	「ニーズを事業化する」をモットーに、現在8事業展開しているが、いずれも常にインケアを念頭において展開してきた。それらは各事業の機能が自然発生的に融合し、入所者にとっても、職員にとっても施設の可能性を広げている。
②高機能化によるサービスの質的向上	エビデンスに基づいた支援を実現するため、「自尊感情回復プログラム」、「コモンセンス・ペアレント」の専門スキルを導入して支援している。共通言語によるコミュニケーションが活発化し、入所者にも、自信をもって社会スキルの伝達ができる体制になっている。
③ICT導入による業務効率化	支援記録の可視化により、データ化と分析ができるようになっている。また、LINE WORKS等を活用し、情報共有と記録業務の負担軽減ができるようになっている。
④経費節減と持続可能な運営体制の構築	限られた予算の中で、創意工夫により、経費節減とサービス維持を両立している。 ・多事業化による運営費の按分 ・地域資源の活用→さまざまな地域資源を入所中から取り入れ、退所後も切れ目のない支援ができるような体制を整えている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/9/19
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/1/27
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度（和暦）

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. こどもや母親への日常生活支援が専門性をもって丁寧に行なわれている。

こどもの健やかな育ちを支えるため、乳幼児には保育士によるスキンシップや散歩を行い、小学生には少年指導員が学習や運動を支援している。季節の行事を通じて社会ルールや知識の習得を図るほか、虐待の経験や障害のあるこどもには専門資格を持つ職員が適切に対応している。放課後や夜間も安心して過ごせる居場所を提供し、こども間のトラブルには少年指導員が代弁者として介入し関係を修復している。母親への支援では、生活経験が乏しい場合に家事の技術指導や居室点検を通じた環境整備を行っている。体調不良時の病院同行や法的手続きの支援に加え、養育不安や発達障害児への対応相談、レスパイトケアにより負担軽減を図っている。さらに、自尊心回復プログラムや「母親のつどい」を開催し、心理士による週1回の相談や他者との関係構築技術の伝達も行っている。このように、施設は実家のような安心できる場所を目指し、こどもと母親が孤立せず安定した家庭生活を営めるよう多角的に支えている。専門的なケアと日常生活の細やかな助言を組み合わせることで、心身の回復と自立に向けた基盤作りを包括的に支援している。

2. こどもと母親の権利擁護に関する取組が行われている。

施設の基本理念は「母と子の権利と尊厳を擁護する」ことであり、各種マニュアルを整備して権利擁護を徹底している。母親には入所時に重要事項説明書で権利について説明し、こどもには専用のノートや研修を通じて自分を守る方法を学習する機会を設けている。職員へは会議や研修を実施し、共通理解と具体的な検討の場を確保している。日常の会話や面談、利用者の様子から権利侵害の早期発見に努め、必要に応じて心理士のカウンセリングを活用している。また、施設内での暴力や暴言は一切認めず、入所時に周知している。不適切な行為を伴わない対人関係については、母親の集いでの意見交換や個別面談を通じて繰り返し注意を促している。こどもには今年度から支援プログラムを導入し、社会的スキルを指導することで思いやりの心を育てている。常にこどもの表情や様子に注意を払い、不適切な関わりの早期発見と適切な支援に繋げている。

3. 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

苦情解決責任者を施設長とし、母子支援員らが受付を担当している。第三者委員には専門家を委嘱し、ポスター掲示や配布資料により仕組みを周知している。各階に意見箱を設置するほか、「母親のつどい」で直接意見を聞き、寄せられた内容は職員会議で検討して解決結果をホームページで公開している。騒音などの苦情には、文書掲示や入所者への協力依頼で迅速に対応している。職員は日頃からこどもや母親が意見を述べやすい雰囲気作りに努め、相談や意見には本人への説明や集いでの回答を徹底している。これらの苦情内容に関する記録は適切に保管し、透明性の高い運営を行っている。

◇改善を求められる点

1. 支援について標準的な実施方法及び定期的な検証・見直しが望まれる。

権利擁護や危機管理、自立支援計画などの各種マニュアルが多数整備されている。これらの規定は、職員会議や研修を通じて周知されており、ネットワークシステムでいつでも確認できる。今後は、マニュアル通りに実施されているかを確認する仕組みを確立し、検証や見直しの時期、方法についても網羅的に実施することが望まれる。

2. 安心・安全なリスクマネジメント体制の構築、及び発災時における「事業継続計画」(BCP)の見直しが望まれる。

リスクマネジメント体制については、施設長を責任者とし、マニュアルに基づき事故時の対応や安全確保を職員に周知している。災害対策ではハザードマップや事業継続計画を整備し、備蓄品管理者を置いている。課題として、収集した事故事例の要因分析や再発防止策を職員参画のもとで検討すること、および事業継続計画の定期的な研修や訓練、見直しを実施することが望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回5回目の第三者評価を受審しました。受診するたびその奥深さを感じていますが、改めて当施設の運営および支援体制について客観的な視点からご確認いただく貴重な機会となりました。今回は一定の評価をいただくとともに、今後の改善に向けた方向性を再確認することができました。

いただいたご意見を真摯に受け止め、引き続き利用者の安全・安心の確保と支援内容の充実に向けて、職員一同が質の向上に努めてまいります。そして地域に根ざした母子生活支援施設として、よりよい支援の提供に取り組んでまいります。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

第三者評価 自己評価シート（母子生活支援施設）

共通

評 価 項 目		評価結果	
I 支援の基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 a	
判断基準	a	法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもと母親への周知が図られている。	
	b	法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c	法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
		○ 2	理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
		○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
		○ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
		○ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもと母親への周知が図られている。
		○ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 施設の理念や基本方針は、事業計画に掲載し、倫理綱領とともに玄関ロビーに掲示され、支援の特性や目指す方向性を反映している。基本方針は理念と整合し、職員の行動規範となっている。これらは職員会議や母親のつどいを通じて施設長から周知されている。さらに、毎月発行する「さくらだより」や「学童だより」への掲載により、職員や母親等へ継続的に共有されている。このように、理念の浸透に向けた多角的な周知活動が組織的に展開されている。</p> <p>■改善課題 令和7年度の事業計画による理念と中・長期計画の理念とに違いがあり整合性に期待したい。</p>		

評 価 項 目			評価結果
I-2 経営状況の把握			
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	判断基準	a	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
		b	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
		c	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
		○ 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
		○ 3	子どもと母親の数・子どもと母親像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもと母親に関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
		○ 4	定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもと母親の推移、利用率等の分析を行っている。
コメント	<p>■取組状況 施設長は全国大会や九州地域役員会への参加を通じて業界動向を把握している。基本情報シートには、子育て世帯の孤立や制度の狭間にある世帯への支援不足、支援者のケアといった地域ニーズを明示している。過去5年間の分析では、令和六年度の入所理由の半数がDV被害であり、30代、40代が8割以上、生活保護および非課税世帯が9割以上を占めている。前回調査時と比較して若年層や課税世帯が減少し、短期間での自立が困難なケースが増加するなど、入所者状況の変化と課題を分析している。稼働率は八割を維持しており、公認会計士事務所への報告を通じてコスト分析も行っている。このように、施設を取り巻く経営環境や課題を多角的に把握し、適切な運営管理に繋げている。</p> <p>■改善課題 地域の子どもと母親の状況等については、市の子育て支援計画の策定動向と内容を把握することに期待したい。</p>		

評 価 項 目			評価結果
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
		b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
		c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
		○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
		○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
		○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>過去5年間の経営分析により、入所者の高齢化や病状の重度化、DVや知的障害といった入所要因の多様化、職員の感情労働への対応など、具体的な課題を明らかにしている。これらの課題や事業報告は理事会や職員へ共有されている。経営改善に向けては、利用者増や広域での緊急一時対応について指定管理委託者へ提案を行っている。財務面では、五期目の経年変化に伴い経常経費が不足している状況にある。指定管理のプロポーザル時には、不足分を施設の財政調整基金から一時補填し、決算時に調整するなどの具体的な改善策を提示している。このように、経営環境の変化に応じた組織的な課題解決と、安定的な運営維持に向けた取り組みが進められている。</p>		

評 価 項 目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	判断基準	a	経営や支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
		b	経営や支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。
		c	経営や支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
		○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
		○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
		○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 第5期指定管理として、令和8～12年度の5か年計画を策定している。中期施策では処遇改善や業務見直し、長期施策では職員育成計画の運用や満足度調査の制度化など、段階的な目標を設定している。具体的なプログラムとして、自尊感情回復やバウンダリー教育等の内容や頻度を明確に定めている。さらに、児童家庭支援センターの受託や居室設備の更新等も盛り込み、前回の計画から内容を刷新している。このように、理念に基づいた中・長期的なビジョンを明確にし、職員の支援環境整備と利用者への専門的援助の両面から、実効性の高い計画を構築している。</p> <p>■改善課題 事業計画実現に向けて、収支計画の策定が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
1. 子どもや母親への日常生活支援が専門性をもって丁寧に行なわれて	判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
		b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
		c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
		○ 2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
		○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
○ 4		単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント		■取組状況 中・長期計画に基づき策定された単年度計画は、単なる行事予定に留まらず、具体的な事業内容を網羅している。利用者処遇では、自尊感情回復プログラムやコモンセンス・ペアレンティングの導入、DV被害者支援などが示されている。また、病後児保育や学習支援といった多岐にわたる地域支援事業、職員処遇、施設管理等も具体化している。各事業には数値目標が設定されており、実施状況の適切な評価が可能な構成となっている。このように、年度ごとの目標と評価軸を明確にすることで、計画の実効性を高めている。	

3. 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 苦情

評価項目		評価結果
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 a
	判断基準	a 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
		b 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
		c 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
		n わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
		○ 2 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
		○ 3 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
		○ 4 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
		○ 5 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

評 価 項 目		評価結果
コメント	<p>■取組状況 単年度の事業計画は、9月から各部署で職員が検討を開始し、10月頃に施設長が内容を集約して策定した上で職員会議に提示している。年度終了後の4月には、事業の分析と評価を行い報告書を作成し、法人理事会や総会で報告している。この評価結果に基づき、重点目標などは毎年見直しが行われ、翌年度の計画として職員へ周知されている。このように、職員が策定段階から関与し、評価と見直しを組織的に繰り返すことで、事業の継続的な改善と職員の理解促進を図る体制を構築している。</p> <p>■改善課題 事業計画の実施状況や見直し、及び時期を定めた手順書の整備に期待したい。</p>	

評 価 項 目			評価結果
7	②	事業計画は、こどもと母親に周知され、理解を促している。	a
	判断基準	a	事業計画をこどもと母親に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
		b	事業計画をこどもと母親に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
		c	事業計画をこどもと母親に周知していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	事業計画の主な内容が、こどもと母親に周知（配布、掲示、説明等）されている。
		○ 2	事業計画の主な内容をこども会や母親会等で説明している。
		○ 3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、こどもと母親がより理解しやすいような工夫を行っている。
		○ 4	事業計画については、こどもと母親の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>事業計画をこどもと母親に周知する取り組みとして、毎月「母親のつどい」を開催し「さくらだより」を発行している。便りには施設長のメッセージや行事予定、職員紹介等を掲載し、対面で説明を行っている。児童に対しては「さくら学童だより」を配布し、日程や活動計画に加え、裏面に活動写真を掲載することで状況を分かりやすく伝えている。学童行事報告書には40件の具体的な活動が記録されている。このように、各媒体を通じて利用者に行事への参加を促し、活動内容を可視化することで、計画の円滑な周知と理解を図っている。</p>		

評 価 項 目			評価結果
I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組			
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	判断基準	a	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
		b	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
		c	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。
		○ 2	支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
		○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
		○ 4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>支援の質の向上に向け、毎年自己評価を実施し、今回は5回目の第三者評価を受審している。前回の課題であった権利擁護等のマニュアル整備や自立支援計画の策定方法、職員研修の充実についてはすでに対応済みである。評価体制として、毎月第4日曜日に全職員参加の勉強会を開催している。年度計画に基づく活動結果は、事業ごとに集計・分析を行い、報告書としてまとめている。このように、PDCAサイクルを機能させることで、前回の改善事項を着実に実行し、継続的な支援の質の向上に取り組んでいる。</p>	

評 価 項 目			評価結果
9	②	評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
		b	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
		c	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
		○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。
		○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
		○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
		○ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
	コメント	<p>■取組状況 施設として取り組むべき課題の明確化と改善に向け、毎週金曜日にケースカンファレンスを実施し、利用者処遇の検討を行っている。また、毎日の昼礼では支援内容や職員の考えを共有する場を設けている。さらに、毎月第4日曜日の勉強会を通じて方針や課題の共有を図るなど、重層的な会議体により組織的な改善を推進している。</p> <p>■改善課題 自己評価結果から明確になった取り組むべき課題について、必要に応じて改善計画の見直しに取り組むことが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
II 施設の運営管理		
II-1 施設長の責任とリーダーシップ		
(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 a
	判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
		b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
		c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
		n わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
		○ 2 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。
		○ 3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
		○ 4 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>施設長の役割と責任は事業計画や事務分掌で明示され、職員会議を通じて周知している。毎月の「さくらだより」では、自身の思いや考えを直接発信している。有事の責任体制については、消防計画の編成表に隊長として明記し、不在時の権限委任についてもフローチャートで隊長施設長、副隊長主任保育士と明示している。平常時および緊急時における指揮系統を明確にしている。</p>	

評 価 項 目			評価結果
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
		b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
		c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
		○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
		○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
		○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>法令遵守に向けた取り組みとして、就業規則に不正行為の禁止を明記し、施設長自らも適正な関係保持に努めている。施設長は全国大会や各種専門研修を積極的に受講し、最新の知識習得に励んでいる。事業計画にはガバナンスの確立やコンプライアンスの徹底を掲げ、職員会議等で常に説明を行っている。具体的には、改正児童福祉法や困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に加え、「沖縄県社会的養育推進計画」の見直しに伴う里親委託の推進、施設の小規模化、社会的養護経験者への支援といった重要な施策について、職員への周知と具体的な説明を徹底している。施設長が先頭に立って法制度の動向を把握し、組織全体で法令遵守を実践する体制を整えている。</p>		

評価項目			評価結果	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。				
12	①	支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	
	判断基準	a	施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。	
		b	施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
		c	施設長は、支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
		○ 2	施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
		○ 3	施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
		○ 4	施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
		○ 5	施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
		○ 6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	
	コメント		<p>■取組状況</p> <p>支援の質向上に向け、毎年自己評価を実施し、全職員での確認会議や毎週金曜日のケースカンファレンスを通じて課題の共有と分析を行っている。毎月第4日曜日には全職員参加の勉強会を開催するほか、県協議会主催の職種別勉強会にも継続的に参加している。外部研修への参加も積極的で、職員はDV支援や家庭訪問担当、性教育、保育研修など多角的な研鑽に努めている。施設長も施設長研修や専門講座を受講し、職員と共に九州や全国の研究大会へ参加して専門性の向上を図っている。定期的な会議体と多様な研修機会を組み合わせることで、組織全体で専門的支援の質を高める体制を構築している。</p>	

評価項目			評価結果
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
		b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
		c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
		○ 2	施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
		○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
		○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>経営改善と業務の実効性向上に向け、月次報告による財務分析や社労士による労務管理を実施している。業務改善では機械警備への移行により職員の宿直等を廃止し、専任の宿直員や夜間相談員、加算職員を配置する体制を整えた。地域の子育て支援等の収益事業については、22人以上の職員体制で学習支援や病後児保育など多角的に継続している。特に需要が増大している子育て短期支援事業は単独事業化し、今年度は親子ショートステイで12～13件の受け入れ実績を上げている。これらの取り組みについては、毎週金曜日の運営会議で職員の意識形成を図るとともに、全員参加の第4日曜日勉強会で説明し周知を徹底している。このように、外部専門家の活用と大胆な業務見直し、充実した事業展開により運営の実効性を高めている。</p>		

評 価 項 目			評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成			
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	判断基準	a	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
		b	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
		c	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
		○ 2	支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
		○ 3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
		○ 4	施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。
		○ 5	(5種別共通) 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>人材確保と定着に関する考え方として、支援者の心身の安定や働きやすさと働きがいの両立、共に育つ育成姿勢を基本情報シートに明示している。体制面では社会福祉士や保育士に加え、個別対応職員を配置して専門性の確保に努めている。人材確保においては、実習生やゼミ生を積極的に受け入れてアルバイトとして雇用し、そこから正規職員へと登用する独自の手法を確立している。この育成を重視した取り組みにより、今年度は欠員がなく応募を断るほどの安定した採用状況を実現しており、職員が定着しやすく、かつ将来の担い手を確実に確保できる循環を構築している。</p>	

評価項目			評価結果	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b	
	判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
		b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
		c	総合的な人事管理を実施していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。
			2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
			3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
		○	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
			5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	コメント	<p>■取組状況 事業計画等に「期待する職員像」として「たった一人の人との出会いが人生を変える場合がある。その一人になりうる可能性が支援者にはあることを意識して研鑽する。①できないではなく、できる方法を考える。②専門知識やスキルを駆使して、そのニーズに応える。切り替える力を意識する。」と記載され、職員の処遇改善の必要性等の取組を行っている。</p> <p>■改善課題 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）を定め、職務に関する成果や貢献度等の評価に取り組み、改善策を検討・実施することで総合的な人事管理に関する取組が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
		b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
		c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
		○ 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
		○ 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
		○ 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
		○ 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
		○ 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
		○ 7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
		○ 8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>労務管理責任者である施設長のもと、職員の有給休暇や時間外労働のデータを毎月整理し、振替休日の実施を徹底している。健康診断や調理員の検便を定期的に行うほか、希望者が臨床心理士に相談できる体制も整えている。福利厚生面では、退職共済への加入や予防接種の補助に加え、年間5日(40時間)の時間単位での年休取得やバースデー休暇を導入し、ワーク・ライフ・バランスの充実に努めている。また、職員面談での意見を反映し、宿直業務の外部委託化を断行している。育児中の職員も含め定時帰宅が可能な環境となり、働きやすさが向上している。このように、職員の健康維持と私生活の充実を両立させることで、長く働き続けられる職場づくりを推進している。</p>	

評 価 項 目			評価結果
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
		b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
		c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
		○ 2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
		○ 3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
		○ 4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント	<p>■取組状況 事業計画に目指すべき「さくら」職員像を明記し、職員は年1回の自己評価を行っている。今年度は目標設定シートを導入し、1月の面接で振り返りを実施する体制となっている。シートには問題点や次への課題を記入し、施設長に提出している。「さくらだより」では職員個人の抱負を紹介するなど、意欲向上を図っている。</p> <p>■改善課題 職員一人ひとりの目標設定について、年2回の面接を実施して進捗状況、及び目標達成度の確認を行う等、目標管理に取り組むことが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	判断基準	a	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
		b	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
		c	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
		2	現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
		○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
		○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
		○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
	コメント	<p>■取組状況 年度の事業計画に「目指すべきさくら職員像」を掲げ、体系的な研修計画を策定している。県外研修では、全国や九州ブロックの研修大会、施設長研修などに計画的に参加している。県内でもDV支援や子どもの権利、性教育など多岐にわたる研修を受講し、専門性の向上に努めている。内部研修においては、個人情報保護や事例検討に加え、外部講師を招いたワークショップやこどもの課題を考える集いを開催している。これらの研修内容は、年度ごとに見直しを行い、常に最新の知見を取り入れている。内外研修の多様な学びの機会を通じて、質の高い支援を提供できる職員の育成を組織的に推進している。</p> <p>■改善課題 事業計画に施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示が望まれる。</p>	

評 価 項 目			評価結果	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b	
	判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
		b	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
		c	職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
			2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
		○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
		○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
		○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
			6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。
コメント		<p>■取組状況 職員の教育研修では専門資格の取得を奨励し、受験に向けたシフト調整等の配慮を行っている。新任職員には社協主催の研修を、現任者には職種別の合同研修や施設長研修等を受講させている。外部研修の情報は回覧で周知し、本人の希望に基づき全員が参加できる体制を整えている。個々の習熟度に応じた多様な学習機会を提供し、組織全体で職員の専門的な成長を支えている。</p> <p>■改善課題 新任職員への個別的なOJTの実施、及び基幹的職員を養成し、スーパービジョン体制の確立に取り組むことが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	判断基準	a	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
		b	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
		c	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
		○ 2	実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
		○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
		○ 4	指導者に対する研修を実施している。
		○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
	コメント		<p>■取組状況</p> <p>実習生の受け入れについては、主任保育士を担当に配置し、マニュアルに基づき守秘義務等の徹底を図っている。独自の10日間実習プログラムを用意し、評価は学校の様式を用いて適切に行っている。受け入れに際しては、母親のつどいや職員会議、掲示等を通じて周知を徹底している。さらに、主任母子支援員が指導者研修を行うとともに、学校連絡会への参加や実習中の訪問受け入れにより連携を強化している。教職員の5年・10年研修も受け入れており、地域や学校と協力しながら次代を担う人材の育成に貢献している。</p>

評 価 項 目			評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保			
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
	判断基準	a	施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
		b	施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
		c	施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
		○ 2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
		○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
		○ 4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の有存在意義や役割を明確にするように努めている。
		○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
	コメント		<p>■取組状況 運営の透明性確保のため、ホームページで理念や支援内容、事業計画、苦情への対応状況を公開し、法人のホームページでは予算・決算情報を開示している。第三者評価の結果は、全国社会福祉協議会と沖縄県のサイトで閲覧可能である。また、那覇市安全なまち推進協会等の地域の協議会やネットワーク会議に参加し、病後児保育等の事業周知に努めている。さらに、近隣住民の理解と協力を得るため、年1回施設長らが戸別訪問を行い、パンフレットやリーフレット等を配布している。</p> <p>■改善課題 ホームページに苦情・相談の体制、及び第三者評価受審結果についても公開することを期待したい。</p>

評 価 項 目			評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
		b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
		c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
		○ 2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的を確認されている。
		○ 3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
		○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>適正な経営・運営のための取り組みについては、事務、経理、取引等に関するルールが[さくら事務局規定]「経理規程」等に、職務分掌と権限・責任が明記されている。毎年法人による事務、経理、取引等に関する内部監査が実施され、行政によるモニタリングも実施されている。毎月、外部の会計士事務所が会計に関してチェックし指摘事項はないが、事業間の流用等についての助言がある。</p>		

評 価 項 目			評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献			
(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子ども、母親と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	判断基準	a	子ども、母親と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
		b	子ども、母親と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
		c	子ども、母親と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
		○ 2	子どもと母親の個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
		○ 3	施設や子どもと母親への理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
		○ 4	子どもと母親の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どもと母親のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
		○ 5	(母子生活支援施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>地域との関わりについて、基本的な考え方を事業計画に明記している。法人母子会の運動会へのボランティア協力や、登下校時の挨拶を通じた日常的なコミュニケーションを大切にしており、近隣住民や国際婦人クラブから差し入れを受けるなど温かな交流が続いている。年1回の近隣訪問による事業周知に加え、小学校のまちづくり協議会が主催する行事や施設内でのコンサートに住民を招くことで、地域との親睦を深めている。社会資源の活用推奨や地域情報の掲示を行い、園庭開放や学童クラブでの地域児童の受け入れも実施している。母親の許可があれば友人の居室入室も認めるなど、子どもたちが地域の中で自然に交流し、遊びに来やすい環境を整えている。</p>	

評 価 項 目			評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
		b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
		c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
		○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
		○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
		○ 4	ボランティアに対してこどもと母親との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>ボランティア受け入れに関する基本姿勢をマニュアルに明記し、学習支援や預かり保育等に積極的にボランティアを受け入れている。夜の居場所を利用した学生や退所生が協力することもあり、学校教育等への基本姿勢も明文化している。受け入れの際は、マニュアルに基づき登録手続を行い、守秘義務等の注意事項を説明して誓約書を提出させている。活動計画書や実施後の記録も管理している。希望者には施設概要に加え、こどもと母親の心理的特徴を丁寧に説明し、十分な理解を促してから活動を開始する体制を整えている。</p>		

評価項目			評価結果
(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	判断基準	a	子どもと母親によりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
		b	子どもと母親によりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
		c	子どもと母親によりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもと母親の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
		○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
		○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
		○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
		○ 5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どもと母親のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>関係機関等との連携として、求人や資格取得、行政の子育て支援情報を掲示や配布物で周知している。各居室に設置している「生活のきまり」には病院マップ等を掲載し、半年に一度県立図書館の本の一括借り入れも活用している。個別の支援に必要な社会資源は台帳で職員間に共有し、入退所会議等で関係機関と緊密に連携している。首里ネットワークや那覇地区安全なまちづくり推進協議会等の連絡会に参加し、地域行事でも協力している。支援困難ケースについては、要対協や県内3か所の母子生活支援施設による合同検討会議で解決に向け協働して取り組んでいる。ただし、参加団体との共通課題に対する具体的な取り組み事例はない。</p>	

評価項目			評価結果
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
		b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
		c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
		○ 2	（社会的養護共通） 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
		○ 3	（5種別共通） 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>関係機関との各種会議（要対協やより住みよい町にするための首里ネットワーク、地区安全なまちづくり推進協議会等）に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。施設長が関係機関からの講演依頼を積極的に引き受けることも、ニーズの収集に繋がっている。相談事業を通じて、発達障害児や小学生の夜間預かり、ショートステイの拡充といった新たな需要を確認している。これらに基づき、夜の居場所づくりや病後児保育などの行政補助事業に取り組むほか、学童支援やひとり親家庭への学習支援、夏休みのラジオ体操といった活動を展開している。</p>		

評価項目			評価結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
		b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
		c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
		○ 2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
		○ 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
		○ 4	施設（法人）が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
		5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 把握した地域のニーズに基づき、子育て短期支援や病後児保育、学習支援、居場所運営などの多様な事業を計画に明示して取り組んでいる。地区安全なまちづくり推進協議会へ参加し、地域の花壇づくりにも協力している。施設長が講演依頼に応じるほか、相談事業を通じてショートステイの受け入れやフードバンクの紹介、発達障害児の預かりに関する情報提供を実施している。</p> <p>■改善課題 地域の防災対策や被災時における住民の安全・安心のため、水や食料等の備えや支援の取組が望まれる。</p>		

評 価 項 目			評価結果
Ⅲ 適切な支援の実施			
Ⅲ-1 こどもと母親本位の支援			
(1) こどもと母親を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	こどもと母親を尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	判断基準	a	こどもと母親を尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
		b	こどもと母親を尊重した支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
		c	こどもと母親を尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	理念や基本方針に、こどもと母親を尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
		○ 2	こどもと母親を尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
		○ 3	こどもと母親を尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
		○ 4	こどもと母親の尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
		○ 5	こどもと母親の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	コメント	<p>■取組状況 理念や基本方針にこどもと母親を尊重した支援を明示し、毎月の「さくらだより」「学童だより」への掲載や倫理綱領に基づく実践を通じて周知を図っている。施設長は研修等の場で、支援の原点が理念にあることを繰り返し確認している。各マニュアルにはこどもと母親の意向確認や承認を得る手順が反映され、自立支援計画の作成に活かされている。職員はこどもの権利やペアレンティングに関する研修を修了し、専門性の向上に努めている。週1回のケース検討会議では、こどもと母親の状況に応じて自尊感情回復プログラム等を取り入れている。受講した母親が自らの行動を振り返り、考え方を見直す成果も表れている。職員の研鑽と適切なプログラムの提供により、理念に基づいた質の高い支援を組織的に展開している。</p> <p>■改善課題 入浴時は、保育室では事前に声かけをしてから支援を開始、カーテンをしめてプライベートゾーンはなるべく自分で洗うよう促すなどプライバシーに配慮している。排せつや食事においても実施されているが、これらの尊重した支援の実施について標準的実施方法（マニュアル）への反映に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
29	②	子どもと母親のプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
判断基準	a	子どもと母親のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どもと母親のプライバシーに配慮した支援が行われている。	
	b	子どもと母親のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どもと母親のプライバシーに配慮した支援が十分ではない。	
	c	子どもと母親のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもと母親のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもと母親にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どもと母親のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子どもと母親にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもと母親のプライバシー保護に関するマニュアルを整備し、施設内研修を通じて職員の理解を深めている。入所時には重要事項説明書を用いて守秘義務や郵便物への配慮を説明し、写真利用の同意も得ている。相談員は相談開始前に守秘義務を明示している。居室は世帯状況に応じた広さを確保し、仕切り付き学習机を設置するなど構造面でも配慮している。学童ルールにはパーソナルスペースの遵守を掲げ、母親のつどいで騒音対策を協議するなど、生活面での周知も徹底している。</p>		

評 価 項 目			評価結果
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	こどもと母親に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	判断基準	a	こどもと母親が支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
		b	こどもと母親が支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
		c	こどもと母親が支援を利用するために必要な情報を提供していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
		○ 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
		○ 3	施設に入所予定のこどもと母親については、個別にていねいな説明を実施している。
		○ 4	見学等の希望に対応している。
		○ 5	こどもと母親に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>施設の理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料として、写真や図・イラスト入りのパンフレットと各事業別のリーフレットや「生活のきまり」が準備され、入所予定のこどもと母親には相談員が見学に対応して、パンフレット等で説明している。パンフレットには二次元コードも印刷され、施設のホームページで支援の内容や施設の特性等をさらに詳しく確認することができる。資料は必要に応じて見直している。</p>	

評 価 項 目			評価結果
31	②	支援の開始・過程において子どもと母親にわかりやすく説明している。	a
	判断基準	a	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもと母親にわかりやすく説明を行っている。
		b	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもと母親に説明を行っているが、十分ではない。
		c	支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもと母親に説明を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	子どもと母親が自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について子どもと母親ができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
		○ 2	支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。
		○ 3	支援の開始・過程においては、子どもと母親の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		○ 4	意思決定が困難な子どもと母親への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント	<p>■取組状況 支援の開始にあたっては、行政との入所前会議や家庭訪問を通じて子どもと母親の状況を確認している。入所時には重要事項説明書等を用いて丁寧に説明し、同意を得た上で誓約書を取り交わしている。子どもに対しては、年齢に応じた専用のノートを活用して説明を行っている。意思決定が困難な子どもと母親への配慮として、例題を挙げるなど個別に対応している。各居室の「生活のきまり」には挿絵を入れ、読めない字にはルビをふることで、誰にでも内容が伝わりやすいように工夫している。</p> <p>■改善課題 母親の同意を得ているが、判断可能な子どもについても同意を得ることに期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
32	③	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	判断基準	a	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮している。
		b	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
		c	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
		2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
		○ 3	施設を退所した後も、施設として子どもと母親が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		○ 4	施設を退所した時に、子どもと母親に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント	<p>■取組状況 支援の継続性確保のため、退所前には行政や医療機関等の関係者による会議を開催し、退所後も入所時の担当者が継続して対応する体制を整えている。退所計画は母子の意向や要望を反映して作成し、フードバンクや施設行事等の情報を伝えることでアフターケアに繋げている。入所時からSNSを活用して担当者と繋がれるようにしており、退所後も必要に応じて円滑に連絡が取れる環境を構築している。このように、関係機関との連携とデジタルツールの活用により、途切れのない支援を実践している。</p> <p>■改善課題 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書の作成が望まれる。</p>		

評 価 項 目			評価結果
(3) こどもと母親の満足の向上に努めている。			
33	①	こどもと母親の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	判断基準	a	こどもと母親の満足を把握する仕組みを整備し、こどもと母親の満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
		b	こどもと母親の満足を把握する仕組みを整備し、こどもと母親の満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
		c	こどもと母親の満足を把握するための仕組みが整備されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	こどもと母親の満足に関する調査が定期的に行われている。
		○ 2	こどもと母親への個別の相談面接や聴取等が、こどもと母親の満足を把握する目的で定期的に行われている。
		○ 3	職員等が、こどもと母親の満足を把握する目的で、こどもと母親会等に参加している。
		○ 4	こどもと母親の満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、こどもと母親参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
		○ 5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
	コメント	<p>■取組状況 年1回、母親を対象とした満足度調査を実施している。日々の支援や面談を通じて、各職種の職員がこどもと母親の要望把握に努めており、施設長も入所1年後面談を行って目標の達成状況等を確認している。調査の担当は主任こどもと母親支援員が務めている。毎月の「母親のつどい」では、施設長らが参加して意見交換を行うほか、他の職員がこどもの見守りを担うことで、母親が参加しやすい環境を整えている。母親の要望により自動販売機を設置し、お茶会を開催している。こどもたちも、ピロティでの遊び方について自ら話し合い、ルール化に取り組んでいる。こどもと母親の声を反映した施設運営を推進している。</p> <p>■改善課題 こどもと母親の満足に関する調査から把握した結果を分析・検討するために、こどもと母親参画のもとで検討会議の設置等が望まれる。</p>	

評 価 項 目			評価結果
(4) こどもと母親が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立されこどもと母親等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
		b	苦情解決の仕組みが確立されこどもと母親等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
		c	苦情解決の仕組みが確立していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
		○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもと母親に配布し説明している。
		○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、こどもと母親が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
		○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
		○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもと母親に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもと母親のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
		○ 6	苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。
	コメント		<p>■取組状況 苦情解決責任者を施設長とし、母子支援員らが受付を担当する体制を整えている。第三者委員には専門家を委嘱し、仕組みを記したポスターや冊子を全室に配布して周知を徹底している。意見箱の設置や「母親のつどい」を通じて意見を収集し、苦情内容や対応策、解決結果はホームページで公開している。騒音に関する苦情の際は、つどいでの説明や文書掲示を行い、入所者へ協力を依頼するなどを実施している。</p> <p>■改善課題 ホームページでの苦情解決の体制（苦情解決責任者・苦情受付担当者の設置・第三者委員の設置）の掲載を期待したい。</p>

評 価 項 目			評価結果
35	②	こどもと母親が相談や意見を述べやすい環境を整備し、こどもと母親に周知している。	a
	判断基準	a	こどもと母親が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことをこどもと母親に伝えるための取組が行われている。
		b	こどもと母親が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことをこどもと母親に伝えるための取組が十分ではない。
		c	こどもと母親が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	こどもと母親が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選ぶことをわかりやすく説明した文書を作成している。
		○ 2	こどもと母親に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
		○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
コメント		<p>■取組状況 こどもと母親が相談や意見を述べやすいよう、各階にマニュアルや適正化委員会のポスターを掲示し、「生活のきまり」でも周知している。相談室のほか、静養室等も活用して各職員が柔軟に相談に応じている。こどもは学童クラブでのルール作りに参加し、母親は「つどい」を通じて意見を表明できる環境を整えている。</p> <p>■改善課題 重要事項説明書に苦情受付担当者及び第三者委員の氏名と連絡先、行政担当課、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会を追記することに期待したい。</p>	

評 価 項 目			評価結果
36	③	こどもと母親からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	判断基準	a	こどもと母親からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
		b	こどもと母親からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
		c	こどもと母親からの相談や意見の把握が十分ではない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	職員は、日々の支援の実施において、こどもと母親が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
		○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもと母親の意見を積極的に把握する取組を行っている。
		○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
		○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
		○ 5	意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。
		○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもと母親からの相談や意見に迅速に対応するため、日頃から積極的なコミュニケーションを図っている。こどもの手が届く位置に意見箱を設置し、回収後の内容は職員会議で検討した上で、本人への説明や「母親のつどい」での回答を行っている。こどもたち自身による遊び場のルール作りや母親の要望による自動販売機の設置など、意見を反映した環境改善を実践している。また、法人として苦情対応に関する実施要綱を整備し、定期的な見直しを行うことで、組織的な対応体制の強化に努めている。</p>		

評 価 項 目			評価結果	
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。				
37	①	安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	
	判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもと母親の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
		b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもと母親の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
		c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもと母親の安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
		○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	
		○ 3	子どもと母親の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
			4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
		○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
			6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
	コメント	<p>■取組状況 リスクマネジメント体制については、施設長を責任者とし、各種マニュアルに基づき事故発生時の対応や安全確保を職員に周知している。職員は園庭の遊具や施設内外の安全点検を毎日実施している。ヒヤリハットや事故報告書を活用し、職員会議で要因分析や再発防止に取り組んでいる。子どもと母親の安全を脅かす事例は外部ニュース等からも収集し、組織内で共有している。2022年度からは機械警備を導入し、防犯カメラを設置して不審者の侵入対策を強化している。不審者やDV加害者への対応マニュアルには関係機関との連携も規定されている。安全計画が策定されている。</p> <p>■改善課題 収集した事例について職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討会議の実施、及び事故防止・安全確保策の実施状況や実効性についての定期的な見直しが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時におけるこどもと母親の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要するこどもと母親の安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
		b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要するこどもと母親の安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
		c	感染症の予防策が講じられていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
		○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
		○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
		○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。
		○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>感染症の予防と発生時の体制について、感染症予防・発生時対応マニュアルやインフルエンザ発生時対応マニュアル、新型コロナウイルス感染症対策マニュアル等を整備し、職員の役割を明確に規定している。研修を通じて職員への周知を図るとともに、発生時には緊急職員会議を開催して施設長が対応を確認する体制を整えている。玄関での検温や消毒の徹底に加え、掲示板等でこどもと母親に注意を喚起し、状況に応じて非対面での対応や買い物支援を実施するなど感染拡大防止に努めている。衛生管理面では、貯水槽の清掃や害虫駆除、調理員への毎月検便を継続している。また、看護師が健康相談に応じている。感染症に関する事業継続計画を策定しており、令和6年6月には最新の状況に合わせてマニュアルの見直しを実施している。</p>	

評 価 項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもと母親の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもと母親の安全確保のための取組を組織的に行っている。
		b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもと母親の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
		c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもと母親の安全確保のための取組を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。
		○ 2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。
		○ 3	子どもと母親及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
		○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
		○ 5	地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練等を実施している。
コメント	<p>■取組状況 災害時の子どもと母親の安全確保のため、危機管理マニュアルを整備し、火災や地震、津波等への対応を明記している。年間計画に基づき、毎月、火災、地震水害等、不審者に対する避難訓練を実施して安否確認方法を周知している。ハザードマップで災害リスクを把握し、事業継続計画も策定している。備蓄リストを作成し、母子支援員が適切に管理している。</p> <p>■改善課題 事業継続計画の見直しと定期的な研修及び訓練の実施、自治会や他機関と連携した体制をもって避難訓練の実施が望まれる。</p>		

評 価 項 目			評価結果
Ⅲ－２ 支援の質の確保			
(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。			
40	①	支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
	判断基準	a	支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた支援が実施されている。
		b	支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた支援の実施が十分ではない。
		c	支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
		○ 2	標準的な実施方法には、子どもと母親の尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
		○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
		4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
コメント	<p>■取組状況 支援の標準的な実施方法として、危機管理や自立支援計画作成、DV対応等のマニュアルに加え、入所から退所までの手順を示したチェックリストを整備している。プライバシー保護マニュアルでは入室時の許可や郵便物への配慮を規定している。これらの内容は会議や研修で周知されており、職員はネットワークシステムを通じて、文書化された標準的な手順を閲覧できる体制となっている。</p> <p>■改善課題 標準的な実施方法の活用状況やマニュアルに沿って実施されているかを確認する仕組みが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
		b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
		c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	1	支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
		○ 2	支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に変更されている。
		3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
		○ 4	検証・見直しにあたり、職員や子どもと母親からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>■取組状況 標準的な実施方法についての見直しについては、令和6年度に「DV被害者・加害者対応マニュアル」「施設内感染症予防・発生時対応マニュアル」「苦情解決」が見直され改訂している。自尊感情回復プログラムやコミュニケーション・ペアレンティングの活用により担当職員は、子どもや母親の意向を確認し、検証・見直しを実施して自立支援計画に反映させる仕組みが構築されている。</p> <p>■改善課題 支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法を定め、検証・見直しにあたっては、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されることが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	判断基準	a	こどもと母親一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
		b	こどもと母親一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
		c	こどもと母親一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	自立支援計画策定の責任者を設置している。
		○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
		○ 3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
		○ 4	自立支援計画には、こどもと母親一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。
		○ 5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、こどもと母親の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
		○ 6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。
コメント	<p>■取組状況 アセスメントにもとづく自立支援計画は、母親をこどもと母親支援員、幼児を保育士、児童を少年指導員、高校生等を個別対応職員がそれぞれ担当して策定し、施設長が責任者を務めている。策定マニュアルにもとづき、こどもと母親の意向把握と同意取得を徹底している。入所前の調査資料や面接結果を踏まえ、全職員が参加するケース会議で協議してアセスメントを実施している。計画は、母親自身が記載したニーズや課題を基に作成されている。支援困難ケースに対しては、医療機関との連携や専用の会議を設けるほか、臨床心理士によるスーパーバイズを受けることで、専門的かつ組織的な対応体制を構築している。</p> <p>■改善課題 こどもと母親の自立支援計画は、母親の記載したニーズ・課題及び支援内容等となっている。自立支援計画の作成に当たっては、専門的見識にもとづいて施設としてのニーズ・課題及び具体的な支援内容を明示した自立支援計画の作成が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
43	②	定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	判断基準	a	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
		b	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
		c	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
		○ 2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもと母親の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
		○ 3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
		○ 4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
		○ 5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
コメント	<p>■取組状況 定期的な自立支援計画の評価・見直しについては、マニュアルが作成され、半年に1回見直しを行っている。母子支援員や少年指導員、個別対応職員、保育士が子どもや母親と定期的または随時に面談し意向を把握している。自立支援計画はケース会議で母親の同意を得て作成され、情報共有のため職員に回覧している。自立支援計画を緊急に変更する場合はケース会議に諮っている。</p> <p>■改善課題 自立支援計画の見直しにあたっては、新たな課題及び具体的な支援内容等を検討して再度プランを見直す等、マニュアルに沿った取組や自立支援計画を緊急に変更する場合の方法についてはマニュアルへの追加が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。			
44	①	こどもと母親に関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	判断基準	a	こどもと母親一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
		b	こどもと母親一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
		c	こどもと母親一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	こどもと母親の身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。
		○ 2	自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。
		○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
		○ 4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
		○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
		○ 6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。
	コメント	<p>■取組状況 ケース記録等は施設で統一された様式を用い、こどもと母親に関する支援の実施状況はシステムを活用して記録し個人台帳として管理している。基本情報や支援計画を職員間で共有し、支援記録を可視化することでデータ分析が可能な体制を整えている。日々の昼礼やパソコンネットワークを通して、研修情報や重要書類が全職員へ的確に届くよう部門横断的に取り組んでいる。職員による記録内容や質の差異をなくすため、令和6年7月には「記録のとりかた」に関する施設内研修を実施している。</p> <p>■改善課題 記録内容や書き方に差異が生じないよう記録要領の作成に期待したい。</p>	

評 価 項 目			評価結果
45	②	こどもと母親に関する記録の管理体制が確立している。	a
	判断基準	a	こどもと母親に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
		b	こどもと母親に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
		c	こどもと母親に関する記録の管理について規程が定められていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	個人情報保護規程等により、こどもと母親の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
		○ 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
		○ 3	記録管理の責任者が設置されている。
		○ 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
		○ 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
		○ 6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもと母親に関する記録の管理体制の確立について、個人情報管理規程や基本方針を整備し、記録の保管や廃棄、利用に関するルールを明確に定めている。規程違反に対しては就業規則による懲罰の対象となることを明記しており、施設長が管理責任者を務めている。全職員が採用時に遵守の誓約書を提出し、研修を通じて個人情報保護の意識を高めている。利用者に対しても情報の利用目的を説明して同意を得るとともに、苦情窓口の周知を図っている。</p>		

評 価 項 目				評価結果	
内容	A-1 こどもと母親の権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援				
	(1) こどもと母親の権利擁護				
	46	A①	① こどもと母親の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	
	判断基準	判断基準	a	こどもと母親の権利擁護に関する取組が徹底されている。	
			b	こどもと母親の権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
			c	こどもと母親の権利擁護に関する取組が徹底されていない。	
			n	わからない、判断できない。	
		着眼点	着眼点	○ 1	こどもと母親の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
				○ 2	こどもと母親の権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。
	○ 3			権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
○ 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。				
○ 5	必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。				
○ 6	こどもと母親の思想・信教の自由を保障している。				
コメント		<p>■取組状況</p> <p>施設の基本理念は全国母子生活支援施設倫理綱領に沿って「母と子の権利と尊厳を擁護する」を掲げている。権利擁護マニュアルを軸に、職員の責務や権利侵害への対応等を明確に定め、虐待防止やプライバシー保護に基づいた支援を実践している。入所時には重要事項説明書等で母親へ権利擁護を説明し、こどもには専用のノートを用いて人権について伝えている。職員会議や研修を通じて共通理解を深め、具体的に検討する機会を設けている。日常の会話や面談、帰宅時の様子から権利侵害の早期発見に努め、必要に応じて臨床心理士によるカウンセリングも活用している。DV対応マニュアルを整備し、学校や警察等の関係機関と密に連携する体制を整えている。思想や信教の自由についても「生活のきまり」で明示している</p>			

評価項目				評価結果	
(2) 権利侵害への対応					
47	A②	①	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	b	
	判断基準	a	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害の防止を徹底している。		
		b	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止に取り組んでいるが、さらなる取組が求められる。		
		c	職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が徹底されていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○ 1	不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。		
		○ 2	不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。		
		○ 3	不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。		
		○ 4	職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。		
		○ 5	不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。		
	コメント	<p>■取組状況 職員等による暴力や心理的虐待、セクシャルハラスメント等の不適切な関わりを防止するため、法人の就業規則に懲戒規定を設け、ハラスメント防止マニュアルを作成している。職員は倫理綱領や虐待防止に関する研修を受講し、支援技術の向上に努めている。会議や面談を通じて不適切な関わりの禁止を徹底し、職員同士でこどもや母親に対する言葉づかい等を注意し合うほか、問題発生時の施設長への報告を義務付けている。</p> <p>■改善課題 令和4年4月1日よりハラスメント防止対策が義務化されている。就業規則のハラスメント禁止に「妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント」等の追記が望まれる。</p>			

評 価 項 目				評価結果
48	A③	②	いかなる場合においても、子どもや母親が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
	判断基準	a	いかなる場合においても、子どもや母親が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	
		b	いかなる場合においても、子どもや母親が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう取り組んでいるが、十分ではない。	
		c	子どもや母親が、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないように取り組んでいない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、子どもと母親に周知している。	
		○ 2	不適切な行為に迅速に対応できるように、子どもと母親からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	
		○ 3	不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。	
		○ 4	不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、子どもや母親に伝え、良好な人間関係の構築を図っている。	
	コメント	<p>■取組状況 いかなる場合も暴力や暴言を認めない方針を、入所時の重要事項説明書で明確に示している。母親に対しては「母親のつどい」や面談を通じて適切な関わり方を周知し、子どもには今年度から導入したコモンセンスペアレンティングプログラム（CSP）により社会的スキルと思いやりを育む支援を行っている。登下校時の様子観察から子どものサインを早期発見し、ケース会議では不適切な行為の有無や職員体制の点検を継続している。</p> <p>■改善課題 子どもや母親が不適切な行為を行わないよう、更なる取組に期待したい。</p>		

評 価 項 目			評価結果	
49	A④	③	こどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	判断基準	a	こどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
		b	こどもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
		c	こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	不適切なかかわりに迅速に対応できるように、こどもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	
		○ 2	こどもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。	
		○ 3	不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。	
		○ 4	常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもに対する不適切な関わりの早期発見に努め、表情や様子の変化に細心の注意を払っている。個人面談ではこどもと母親支援員と少年指導員が役割を分担し、こどもと母親双方の話を傾聴することで良好な親子関係の構築を図っている。「青いノート」の活用やCAP研修を通じ、こどもが自ら身を守る方法を学ぶ機会を設けている。母親に対しても不適切な関わりの防止を周知し、必要に応じて心理士によるカウンセリングや保育支援を行うなど、専門的なアプローチで安心できる養育環境を整えている。</p>			

評 価 項 目				評価結果	
(3) こどもと母親の意向や主体性の配慮					
50	A⑤	①	こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b	
	判断基準	a	こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。		
		b	こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。		
		c	こどもや母親が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を行っていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○ 1	こども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。		
		○ 2	こどもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。		
		○ 3	活動を通して、こどもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。		
		○ 4	母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。		
		○ 5	母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。		
	コメント	<p>■取組状況 こどもが生活全般に自主的に取り組めるよう、母親の理解のもとで毎月の目標を決めるこども会を開催している。職員はこどもの正しい生活習慣やマナー、学習習慣の獲得を支援している。今年度からはコモンセンスペアレンティングプログラム（CSP）を導入し、社会的スキルの指導を通じて自己表現力や自立性、責任感を育てている。母親に対しては、家事技術の向上や自尊感情回復プログラム（SEP）の実施により生活改善に向けた力を養っている。また、月1回開催する「母親のつどい」は意見交換や交流の場となっており、自らの権利を学びながら主体的に生活を向上させる契機となっている。</p> <p>■改善課題 こどもと母親の自主的・主体的な取り組みができるような施設内の自治会活動等が望まれる。</p>			

評 価 項 目				評価結果	
(4) 主体性を尊重した日常生活					
51	A⑥	①	日常生活への支援は、こどもや母親の主体性を尊重して行っている。	a	
	判断基準	a	日常生活への支援は、こどもや母親の主体性を尊重して行っている。		
		b	日常生活への支援は、こどもや母親の主体性を尊重して行っているが、十分ではない。		
		c	日常生活への支援において、こどもや母親の主体性を尊重していない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○ 1	こどもや母親の自尊心や強みを大切に支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。		
		○ 2	こどもと母親に対してストレングスの視点に基づいて、エンパワーメントしていく支援を行っている。		
		○ 3	常にこどもと母親の主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。		
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>施設は「実家のような安心感」を目指し、退所後の生活を見据えてこどもと母親の気持ちに寄り添った支援を展開している。こどもと母親支援員は、困難な状況を乗り越えてきた母親を肯定し、自尊感情回復プログラム（SEP）の実施等を通じて心身の回復に努めている。少年指導員は、学習サポートを行いながらこどもの長所を見つけて褒めることで、エンパワーメントを図っている。コモンセンスペアレンティングプログラム（CSP）の導入により社会的スキルや思いやりの心を育み、保育士による乳幼児の保育支援も行っている。こどもが司会や記録を担い主体的に目標を決める「子ども会議」や、母親が自主的に交流を深める「母親のつどい」でのフリートーキングなど、こどもと母親それぞれの主体性を尊重した場を設けている。</p>			

評価項目			評価結果
52	A⑦	②	行事などのプログラムは、子どもや母親が参画しやすいように工夫し、計画・実施している。
	判断基準	a	行事などのプログラムは、子どもや母親が参画しやすいように計画・実施している。
		b	行事などのプログラムは、子どもや母親が参画しやすいように計画・実施しているが、十分ではない。
		c	行事などのプログラムが、子どもや母親が参画しやすいように計画・実施されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	子どもや母親が施設での生活を楽しめるような企画を用意している。
		○ 2	子どもと母親の主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。
		○ 3	母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。
		○ 4	子どもや母親の状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。
		○ 5	行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。
	コメント	<p>■取組状況 施設では年間行事計画として、母の日に各世帯にオードブルを提供し、6月に法人の母子運動会を開催するなど、親子が楽しめる企画を立てている。母親の主体的な参加を促す「母親のつどい」は、職員と協力して入居者のニーズに応じた情報提供や交流を行い、その日は乳幼児の預かり保育も実施している。母親向けの自尊感情回復プログラム（SE P）を開催し、弁当の提供や保育を行い、安心して参加できる体制を整えている。子どもたちは「子ども会議」を通じて、夏休みの行事計画に自分たちの意見を反映させている。母親の要望により土日の保育室利用が可能となり、活動の幅が広がって喜ばれている。行事後は職員が報告書を作成し、週会議で報告し共有を図っている。</p> <p>■改善課題 行事实施について評価・見直しを行い、次年度の発展につなげることに期待したい。</p>	

評 価 項 目				評価結果
(5) 支援の継続性とアフターケア				
53	A⑧	①	こどもと母親が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a
	判断基準	a	こどもと母親が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	
		b	こどもと母親が安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているが、十分ではない。	
		c	退所後の支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。	
		○ 2	退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、こどもと母親が適切な支援が受けられるようにしている。	
		○ 3	退所後も電話や来所によって施設に相談できることをこどもと母親に説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した（学童保育・学習支援・施設行事への招待等）支援を提供している。	
		○ 4	退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行っている。	
		○ 5	必要に応じて退所先に往訪し、介助や同行・代行等の支援を行っている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>退所後の支援は、アフターケア項目を含む「退所前支援計画」に基づき、地域で安定した生活を送れるよう進めている。行政や医療機関、自治会などの関係機関と連携し、適切な支援体制を整えている。退所時には、施設が継続して相談に応じることや行事の案内、フードバンクなどの情報を提供している。学童保育や学習支援、夜間の居場所事業の活用についても説明している。ICTを活用して生活状況を確認し、必要に応じて関係機関への同行支援も行う。退所先への訪問は、状況が懸念される世帯や招待を受けた世帯に対して実施している。</p>		

評 価 項 目				評価結果
A-2 支援の質の確保				
(1) 支援の基本				
54	A⑨	①	子どもと母親それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
	判断基準	a	子どもと母親それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	
		b	子どもと母親それぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。	
		c	子どもと母親それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	子どもと母親がそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。	
		○ 2	子どもと母親の課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。	
		○ 3	子どもと母親が、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。	
		○ 4	資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。	
		○ 5	専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置し、職員間で連携・協議を行っている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもと母親それぞれの個別課題に対し、多角的な専門支援を展開している。障がいや虐待経験により登校しぶりや対人関係の悩みを抱える子どもには、個別対応職員が専門的な関わりを行っている。養育不安や心身の不安定さを抱える母親へは、子どもと母親支援員が子育ての技術や適切な関わり方を支援し、入所後に障がい判明した場合も本人の意思を尊重した寄り添いを実施している。DV被害を受けた子どもに対しては、年齢に応じた心理教育テキスト「ぼくの、わたしの、青いノート」（キッズ用）、「MY BLUE NOTE」（ティーン用）を活用し、職員が読み合わせを通じて心のケアを図っている。支援の質を高めるため、全職員が「コモンセンスペアレンティング（CPS）」初級資格を取得しており、職種間で密に連携しながら、子どもと母親それぞれの特性に応じたきめ細やかな支援体制を構築している。</p>		

評 価 項 目				評価結果
(2) 入所初期の支援				
55	A⑩	①	入所に当たり、子どもと母親それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
	判断基準	a	入所に当たり、子どもと母親それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	
		b	入所に当たり、子どもと母親それぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っているが、十分ではない。	
		c	生活や精神的な安定に向けた支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に向けた相談支援に努めている。	
		○ 2	子どもと母親が安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。	
		○ 3	子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。	
		○ 4	必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。	
		○ 5	居室は、子どもと母親が生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。	
		○ 6	身体に障害のある子どもや母親に対しても、安全に生活ができるように配慮している。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>入所直後の子どもと母親が抱える不安や孤独感に配慮し、本人のペースに合わせた声かけを継続することで、信頼関係の構築と安心感の提供に努めている。母親には担当の子どもと母親支援員を置くほか、行政や法テラス等への同行や代弁を行い、生活再建に伴う不安の解消を支援している。子どもには少年指導員がルビ付きの資料を用いて生活ルールを分かりやすく説明し、保育士は保育園入所までの日中保育を施設内で実施している。環境面では、生活用具の貸出や、5人家族まで対応可能なプライバシーに配慮した居室を完備している。また、エレベーターを設置したバリアフリー構造により、障がいのある利用者も安心して暮らせる体制を整えている。</p>		

評 価 項 目				評価結果	
(3) 母親への日常生活支援					
56	A⑪	①	母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a	
	判断基準	a	母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。		
		b	母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っているが、十分ではない。		
		c	安定した家庭生活を営むための支援を行っていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	生活経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。	
		○	2	心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。	
		○	3	必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。	
		○	4	経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。	
		○	5	支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>母親が安定した家庭生活を営めるよう、個々の状況に応じた多角的な支援を行っている。生活経験が乏しい母親には、洗濯やゴミ出し等の家事指導を丁寧に行い、毎月1回の電気保安・居室点検を通じて掃除や片付けを支援している。心身の不調を抱える場合は、通院同行や診察結果の共有、食生活の改善、服薬や入浴の支援を継続している。経済面では、債務整理のための法テラス同行や書類作成を補助し、家計管理指導や退所を見据えた貯蓄計画の作成を支えている。母親の休息が必要な際にはショートステイや家事代行、法人母子寡婦福祉会の日常生活支援事業の活用を促すなど、外部サービスとの連携も図っている。</p>			

評価項目			評価結果
57	A⑫	②	母親の子育てのニーズに対応するとともに、こどもとの適切なかかわりができるよう支援している。
	判断基準	a	母親の子育てのニーズに対応するとともに、こどもとの適切なかかわりができるよう支援している。
		b	母親の子育てのニーズに対応するとともに、こどもとのかかわりができるよう支援しているが、十分ではない。
		c	母親の子育てのニーズへの対応やこどもとの適切なかかわりができるための支援を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。
		○ 2	母親の状況に応じ、こどもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。
		○ 3	母親がこどもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。
		○ 4	虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。
		○ 5	必要に応じて、こどもが通う保育所や学校と連携している。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>母親の子育てのニーズに対応するとともに、こどもとの適切な関わりができる支援として、養育不安や発達への相談に応じ、一時保育やショートステイを活用して負担軽減を図っている。希望者には「自尊感情回復プログラム（SEP）」の夜間コースを実施し、弁当提供や預かり保育で参加を支えている。通園・通学の送迎時には会話を通じてこどもの悩みや不安を把握し、職員間で情報を共有している。母子支援員は虐待が疑われる場合に児童相談所と連携する体制を整えている。また、職員が保育園の運動会などの行事や小学校の授業参観、発表会などの行事に参加するほか、担任教師と生活・学習面での情報交換を行うなど教育機関とも連携し支援している。</p>	

評価項目			評価結果
58	A⑬	③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
	判断基準	a	母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。
		b	母親が安定した対人関係を築くための支援を行っているが、十分ではない。
		c	安定した対人関係を築くための必要な支援を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。
		○ 2	施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。
		○ 3	対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。
		○ 4	社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。
		○ 5	施設内の他の子どもや母親との間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>母親が安定した対人関係を築けるよう、担当の母子支援員を中心に信頼関係の構築に努めている。挨拶などの日常的な会話を大切にし、強制しない支援を徹底している。自尊感情回復プログラム（SEP）や月1回の「母親のつどい」を開催し、自己肯定感の向上や母親同士の交流を促している。対人関係に苦慮する母親には、職員が介入して具体的な技術を伝えるほか、必要に応じて週1回の心理士面談や医療機関への橋渡しを行い、孤立を防いでいる。子ども同士のトラブルが発生した際には、少年指導員が子どもの代弁者となり、母子支援員も交えた話し合いを通じてルール作りや関係修復を支援している。職員が各立場から寄り添い、多角的に対人関係の改善を支えている。</p>	

評 価 項 目				評価結果
(4) こどもへの支援				
59	A⑭	①	健やかなこどもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
	判断基準	a	健やかなこどもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	
		b	健やかなこどもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っているが、十分ではない。	
		c	養育・保育に関する支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	こどもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。	
		○ 2	放課後のこどもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。	
		○ 3	DVを目撃したこどもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要なこどもに対しては、必要に応じて個別に対応し、こどもの状況に応じた支援を行っている。	
		○ 4	母親のニーズや状況に応じて、施設内の保育支援や保育所への送迎、通院の付き添いなどの支援を行っている。	
		○ 5	施設内における養育・保育に関する記録を整備し、支援に役立てている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>乳幼児は保育室で保育士によるスキンシップや散歩等の保育支援を受け、小学生は少年指導員の指導のもとで学習や運動に取り組んでいる。季節ごとの行事や遊びを通じて、社会ルールや生活技術の習得を図っている。面前DVや虐待経験、障がい等の特別な配慮を要するこどもと母親に対しては、「コモンセンスペアレンティング（CSP）」プログラム初級の資格を持つ個別対応職員を含む全職員が専門的に対応している。母親の就労や療養に合わせ、地域の保育所や学童クラブと連携しながら、休日や夜間も途切れることのない見守り体制を構築している。放課後や長期休暇中は施設内学童クラブを活用し、21時まで「夜の子どもの居場所事業」を提供している。支援記録は保育士や少年指導員が役割分担して整備し、宿直員や運転手を含む全職員が日々の情報を申し送り簿に記録して共有している。</p>		

評価項目				評価結果
60	A⑮	②	こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
	判断基準	a	こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	
		b	こどもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っているが、十分ではない。	
		c	学習や進路、悩み等への相談支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。	
		○ 2	学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。	
		○ 3	進学や就職への支援について、こどもと母親双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。	
		○ 4	学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。	
		○ 5	学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。	
		○ 6	こども一人一人の個性を重視した相談・支援を行っている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもが自立に必要な力を身につけるための学習環境の整備として、中高生には個別ブース、小学生には広いテーブルを設け、学習支援員が宿題に関わる体制を整えている。「コモンセンスペアレンティング（CSP）」プログラムを活用してこどもの長所を褒めることで意欲を高め、学童クラブでの学習習慣の定着を図っている。進学や就職支援では、少年指導員とこどもと母親支援員がこどもと母親の意向を汲み取りながら具体的な目標設定を支えている。公的な就学援助や給付型奨学金に加え、NPO法人の助成金など幅広い情報提供を行っている。また、退職教員やボランティアの協力を得て、こども一人ひとりの特性や興味に応じた個別指導を実践している。</p>		

評価項目			評価結果	
61	A⑬	③	こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	
	判断基準	a	こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	
		b	こどもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、こどもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援しているが、十分ではない。	
		c	こどもに、人との関係づくりに関する支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。
		○	2	ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。
		○	3	悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。
		○	4	自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。
		○	5	専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れている。
	コメント		<p>■取組状況</p> <p>少年指導員は、笑いや遊びを通じてこどもと根気強く向き合い、信頼関係の構築に努めている。ボランティアや実習生との交流により、多様な大人の生き方に触れる機会を設けている。学習ボランティアからは、勉強のみならず自立した大人になるための助言を得るなど、安全な大人との繋がりを通じてこどもの自己肯定感を育て直す支援を実践している。感情の言語化が苦手なこどもに対しては、自分の気持ちを理解し適切に伝える成功体験を積み重ねられるよう個別にサポートしている。また、ピロティでの遊び方を巡る話し合いでは、こども自身がグループワークでルールを作り上げることで、問題解決能力を養う契機としている。職員は全員が「コモンセンスペアレンティング（CSP）」プログラム初級の資格を保有しており、日々の会議でもその手法を積極的に取り入れ、グループワークを中心とした組織的な支援体制を整えている。</p>	

評価項目				評価結果
62	A⑰	④	こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a
	判断基準	a	こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	
		b	こどもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っているが、十分ではない。	
		c	こどもの年齢・発達段階に応じた、性についての正しい知識を得る機会を設けていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。	
		○ 2	職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。	
		○ 3	年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。	
		○ 4	年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得る機会を設けている。	
		○ 5	必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員やこどもに対して実施している。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもの年齢・発達段階に応じ、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援に取り組んでいる。2年前から外部機関「一般社団法人沖縄命にエールを贈る会（助産師会）」と連携し、3か月に1回の研修を通じて、母親や職員が年齢に応じた適切な接し方を学んでいる。こども向けには毎月「いのちの話」を開催し、発達段階や性別に応じた細やかなプログラムを実施している。また、少年指導員が専門資格を取得して2か月に1回の講座を担当しており、特に男子の性教育において重要な役割を果たしている。</p>		

評 価 項 目				評価結果	
(5) DV被害からの回避・回復					
63	A⑱	①	こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a	
	判断基準	a	こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備している。		
		b	こどもと母親の緊急利用に対応する体制を整備しているが、十分ではない。		
		c	こどもと母親の緊急利用に適切に対応する体制を整備していない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。	
		○	2	24時間受け入れや広域利用など、広くこどもと母親の緊急利用を受け入れている。	
		○	3	役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。	
		○	4	緊急時対応マニュアルを作成・整備している。	
		○	5	緊急利用のための生活用品等を予め用意している。	
	コメント		<p>■取組状況</p> <p>緊急時の受け入れ体制として、当番職員によるオンコール体制を敷き、夜間でも「親子ショートステイ」へ繋ぐ支援を行っている。配偶者暴力相談支援センターや警察、福祉事務所等の関係機関と密な連絡調整体制を整え、昨年見直した危機管理マニュアルに基づき迅速な保護を実践している。施設内には緊急一時保護室を設置し、生活用品や家財道具を常備することで、入居後すぐに安定した生活を送れるよう配慮している。</p>		

評 価 項 目				評価結果
64	A⑱	②	こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
	判断基準	a	こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	
		b	こどもと母親の安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、情報提供と支援を行っているが、十分ではない。	
		c	こどもと母親の安全確保のための、適切な情報提供と支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。	
		○ 2	弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。	
		○ 3	DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、こどもと母親の意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもと母親の安全確保のため、DV防止法に基づく保護命令や法的手続きの同行、代弁などの支援を行っている。入所初期には、母子支援員が住民基本台帳の閲覧制限手続きに同行している。加害者に居所が判明した際は警察と連携して見回りを強化し、退所時には市外への移転を勧めることもある。様々な手法で加害者の追及を逃れ、生活の安全に努めている。</p>		

評価項目				評価結果
65	A②	③	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
	判断基準	a	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	
		b	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援しているが、十分ではない。	
		c	DVの影響からの回復を支援していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。	
		○ 2	DVから脱出することができたことを評価し、安心して安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。	
		○ 3	心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	
		○ 4	必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員はDVや虐待への理解を深める研修を受講し、こどもと母親へ正しい知識を提供している。対人関係に悩む母親には自尊感情回復プログラムの受講を勧め、DV被害からの回復を図っている。また、避難した決断力を評価することで自己肯定感を高め、共に将来を考えて支援している。心理的な悩みを持つ母親には臨床心理士によるカウンセリングを行い、必要に応じて精神科医へつなげている。アルコールの問題やこどもの発達障害に悩む場合にも、専門機関と連携しながら個別の状況に即した具体的なケアを実施し、こどもと母親が安心して生活を再建できるよう多面的な支援に努めている。</p>		

評価項目				評価結果
(6) こどもの虐待状況への対応				
66	A②	①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
	判断基準	a	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	
		b	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援しているが、十分ではない。	
		c	被虐待児に対して、虐待体験からの回復を支援していない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。	
		○ 2	子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。	
		○ 3	子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。	
		○ 4	医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	
		○ 5	心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。	
		○ 6	被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。	
	コメント	<p>■取組状況 職員全員がコモンセンスペアレンティングの資格を持ち、虐待体験からの回復に向けた専門的な支援を行っている。暴力に頼らず言葉で思いを伝える「安全な大人モデル」の手本を示し、個別面談や移動時間を通じてこどもの感情を共感的に受け止めている。日常生活では「がんばってるね」などの積極的な声掛けにより、感情を言葉にすることの大切さを伝えている。また、誕生日会での特技発表を通じて成功体験を積み、自己肯定感を高める工夫をしている。発達に課題があるこどもの場合は関係機関と連携し、施設内では臨床心理士による週1回のカウンセリングや専門的ケアを実施している。職員は「こどもの権利擁護」の研修を重ねることで、虐待やトラウマを抱えるこどもが安心感を取り戻し、健やかに成長できるよう専門性の高い支援の提供に努めている。</p> <p>■改善課題 こども虐待について、体系的な研修を実施し、支援の専門性の向上に期待したい</p>		

評 価 項 目				評価結果	
(7) 家族関係への支援					
67	A②	①	家族関係の構築や安定のために子どもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a	
	判断基準	a	家族関係の構築や安定のために子どもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。		
		b	家族関係の構築や安定のために子どもや母親の家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っているが、十分ではない。		
		c	子どもや母親の家族関係の調整を行っていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	
		○	2	子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。	
		○	3	家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。	
		○	4	必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。	
コメント		<p>■ 取組状況</p> <p>子どもや母親の家族関係の悩みや不安に対し、職員は母親の過去の逆境体験やDV被害に起因する生きづらさを受け止め、静養室などで相談支援を行っている。子どもの不安には少年指導員が対応し、子どもと母親支援員と関わり方を統一して介入することで子どもと母親関係改善を図っている。退所後を見据え、実家との関係調整にも注力している。具体的には、母親の入院時に実母へ面会を促すなど、交流の機会を設けて関係修復を支援している。</p>			

評 価 項 目				評価結果	
(8) 特別な配慮が必要なこども、母親への支援					
68	A⑳	①	障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a	
	判断基準	a	障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。		
		b	障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を行い、必要に応じて関係機関と連携しているが、十分ではない。		
		c	障害や精神疾患、その他の配慮が必要なこどもと母親に対する支援を適切に行っていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	社会資源の積極的な活用をするための支援を行っている。	
		○	2	公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。	
		○	3	精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。	
		○	4	障害や精神疾患がある場合や外国人のこどもや母親へは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>障害や精神疾患を抱えるこどもと母親に対し、療育手帳や障害年金、生活保護の活用を積極的に支援している。入所後の手帳申請や更新に伴う行政への同行も行い、制度の円滑な利用を促している。発達障害や不登校のこどもについては、保育園や学校との話し合いに同席し、関係機関と連携して支援している。医療面では、嘱託医や精神科医と協力し、通院時の付き添いやこどもの預かり、服薬管理による過剰服薬の防止に努めている。外国籍のこどもと母親へは、大使館の手続き支援や翻訳機を用いた日常会話の指導を行っている。重要事項の説明時には市役所の通訳士が立ち会い、情報の確実な伝達を図っている。食事制限や断食などの宗教や文化の違いを尊重して受け入れつつ、日本の生活習慣を徐々に理解してもらえるよう配慮している。このように、個別の事情に応じたきめ細やかな同行や調整を通じ、こどもと母親が安心して生活できる環境を整えている。</p>				

評 価 項 目				評価結果
(9) 就労支援				
69	A②④	①	母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
	判断基準	a	母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	
		b	母親の職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。	
		c	母親の職業能力開発や就労支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。	
		○ 2	資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。	
		○ 3	公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。	
		○ 4	母親が安心して就労できるように補完保育（残業や休日出勤時の保育等）、病後児保育、学童保育などを行っている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>母親の就労支援は、心身の状態や生育歴、生活歴などに沿い、本人の希望を尊重して行っている。ハローワーク等の情報提供や同行支援に加え、施設内にアルバイト情報誌やチラシを掲示し、Word・Excel、介護職員初任者、登録販売者などの資格取得を後押ししている。学習や研修で帰宅が遅くなる母親に対しては、補完保育や病後児保育、夜の居場所事業等を積極的に活用して支援している。</p>		

評価項目			評価結果
70	A②⑤	② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
	判断基準	a 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	
		b 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。	
		c 就労継続が困難な母親への支援を行っていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。	
		○ 2 母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。	
		○ 3 障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。	
		○ 4 就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。	
		○ 5 必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>就労継続が困難な母親に対し、対人関係の悩みへの助言や、遅刻等がある場合の職場訪問、上司との面談による代弁や調整を行っている。障害がある場合や外国人の母親には定期的に聞き取りを行い、短時間から段階的に勤務時間を増やすなど、個々のペースに合わせた支援をしている。体調が不安定で就労が難しい場合は、医療機関の受診支援や就労継続支援B型の活用を図っている。</p>	